

中国の公的年金・社保協定

H〇〇.△△.□□

【課題・〇〇】 <社保協定・中国の年金>

1. 添付 (/) は ”中国で外国人に社会保険料の徴収が始まる” との記事です
2. 詳細は不明の部分が多いのですが、日本と中国は社会保険協定が未締結ですから、中国で働く日本人は、保険料の二重払いとなることが想定されます (締結の協議は開始しています)
3. 中国の公的年金制度 の変遷 等を記載・整理します

<沿革>

- ・1951年 「中華人民共和国労働保険条例」公布。全国統一の年金制度(養老保険制度) 加入・適用者は ”国営企業の従業員” に限定
- ・1955年 「国家機関等の職員退休処理に関する暫行弁法」、「・・・職員退職処遇・・・」 ”国家機関等の職員の年金制度” が創設
- ・1966年 ~ 76年頃 の 文化大革命 により 全国統一の年金制度 ⇒ 国営企業毎の老齢年金保険 に移行
- ・1988年 ~ 私営企業の従業員にも拡大
- ・1991年 国営企業毎の年金制度 ⇒ 省など地域毎に管理・運営する制度へ
- ・2008年、2009年 「社会保険法」を統一的に法制化した
 - ◆ 対象：養老保険、医療保険、工傷保険、失業保険、出産保険
[厚生年金] [労災保険]
 - ◆ 農民工を採用した場合の加入を義務化
 - ◆ 都市企業従業員が退職時のポータビリティ 等

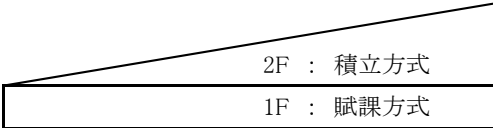
<現状の概要>

- ◆ **都市部** の年金制度 …… 別紙
 - ・対象は、都市部の被用者 及び 自営業者 (一部地域は任意加入)
 - ・規模 (2008年)
 - 加入者 : 1億7000万人 (都市就業者の 55%、総就業者数の 20%)
 - 受給者 : 60歳以上 人口の 約 20%
- ◆ **農村部** の年金制度 の問題
 - 「農村社会養老保険制度」(1992年~) 拠出制の任意加入制度で普及率が低い

4. 今回、外国人労働者にも中国の社会保険法を適用・保険料を徴収になった
対象の保険 と 保険料(率)

	養老保険 (厚年)	医療保険	工傷 (労災)	失業	出産
企業	20%	10%	0.5~2%	1%	(定額)
社員	8%	2% + α	...	0.2%	...

中国の公的年金の概要説明図

公的年金の体系	<p>【都市部の年金制度】</p> 
適用・被保険者	<p>◆ 都市部の被用者 ◆ 都市部の自営業者(一部地域は任意加入)</p>
財政の方式	<p>◆ 2F部分 : 拠出建・積立方式、保険料(社員が負担) ◆ 1F部分 : 給付建・賦課方式、保険料(企業が負担)</p>
保険料率	<p>◆ 企業 : 賃金総額 × 20% …… 全て1F・社会プールに拠出 ◆ 社員 : 賃金総額 × 8% …… 全て2F・個人勘定に拠出 ★ 賃金総額の上限 : 地域平均賃金の 300%</p>
受給要件、年齢	<p>◆ (原則) 15年以上の加入期間 ・ 男子及び専門職女子 : 60歳～ ・ 非専門職女子 : 55歳～、他女子 : 50歳～ ・ 鉱山従事者等 : 男子 55歳～、女子 45歳～</p>
給付水準	<p>◆ (1F+2F)の合計で最終給与の4割程度 (1F:3割+2F:1割)</p>
給付額の算出式	<p>◆ 2F部分 : 拠出建・積立方式 ① 加入期間が15年以上 [個人勘定残高×利息(年4%)]/政府が定めた支払期間 ② 加入期間が15年未満 ・(原則) 一時金 ・(地域によっては) 期間満たすまで拠出継続の選択 ◆ 1F部分 : 給付建・賦課方式、保険料(企業が負担) [(退職時地域の平均賃金+加入期間平均賃金)/2]×加入期間×1%</p>
年金額の最低保障	<p>なし</p>
所得の再分配	<p>1F部分が応能負担・定額給付 ⇒ 所得再分配機能有</p>

最近の動向と課題

- ◆ 急速な都市化、少子高齢化の進展
 - ・一人っ子政策(1979年～)による少子化
 - ・都市部と農村部の貧富の格差の拡大
- ◆ 農村部の年金制度の改革、農民工の加入義務
- ◆ 年金財政の悪化と”空帳(くうちょう)”問題

1F・賦課方式の収支悪化に際し、(地方によっては) 2F・個人勘定の資金を1Fの給付に流用
⇒ 2F・個人の口座が”空帳”化 (≒ 20兆円超?)